



事務連絡
令和3年1月18日

都道府県消費者行政担当課長 殿

消費者庁 消費者教育推進課長

令和2年度の消費者教育教材「社会への扉」等の
活用状況の調査について（依頼）

平素よりお世話になっております。

消費者庁では、関係省庁と連携して、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）に基づき、実践的な消費者教育の取組の推進として、消費者教育教材「社会への扉」（以下「社会への扉」という。）等を活用した授業を推進しております。アクションプログラムでは、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行うこととされております。

つきましては、標記のとおり、消費者教育教材「社会への扉」等の令和2年度の活用状況を把握したく存じます。都道府県消費者行政担当課におかれましては、域内の全高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（国立高等専門学校を含む。）の活用状況について、（別紙1）【活用状況の御回答に当たっての留意事項】及び（別紙2）【実績の基準】を参照いただいた上で、別添（エクセルファイル）に御回答の上、令和3年3月30日（火）までに御提出ください。消費者教育教材「社会への扉」等の活用の実績の根拠とするとともに、今後の施策の参考とさせていただきたいと思っております。

なお、「社会への扉」等の活用実績については、集計値の形で公表する場合がありますので、御了承ください。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による学校の臨時休校の措置等があった中での調査となり大変恐縮ですが、消費者教育の重要性を鑑み、本調査を御依頼いたしますこと、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

【本件問合せ先】

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
消費者庁消費者教育推進課

「社会への扉」担当

メール：g.syakai-tobira@caa.go.jp

※問い合わせは電話ではなく、メールでお願いいたします。